

養精中学校 PTA 年度はじめ総会 資料

会長挨拶

昨年度は、新型コロナウイルスの影響により、学校生活や行事に大幅な変更があり、PTA 活動においても大きな変更をせざるを得ない状況が続きましたが、保護者の皆様にはご理解いただき、滞りなくつとめることが出来ました。

そういった中でしたが、昨年度には、PTA を取り巻く近年の状況を踏まえ、より活動を精査し、負担を軽く、参加しやすいように PTA を改革したい思いから、PTA 組織の在り方や将来を見据えた体制を新たに構築するため、「PTA 組織改革アンケート」を会員全体からとり、沢山のご意見ご回答をいただきました。アンケートをもとに、PTA 組織改革委員会にて議論を重ね、PTA 規約改訂案を作成し、昨年度末の PTA 総会において全てご承認いただきました。

新体制での PTA となりましたが、コロナ禍での制限された活動は今後も続き、状況を見ながらになると思われます。しかし、こういう時だからこそ、子どもたちの健康と安全を守るための重要な局面と捉え、保護者であるお互いが、共に協力し、柔軟に対応出来ればと願っております。

本年度も引き続き、PTA では感染症予防のため、各種行事の縮小・開催見直しを検討しつつ、会議などでは、「3密」に留意し、出来るだけの対策を講じてまいります。

養精中学校 PTA と致しまして、学校・地域・関係各所と綿密に情報共有を図りながら、今後の不測の事態に対応できるようつとめる所存です。ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、今年一年、養精中学校 PTA 活動の上に、お力添えのほど、何卒よろしくお願い致します。

養精中学校 PTA 会長 兼光徳郎

※ 以下、総会資料を各自ご確認ください、Google フォームを使って【5月15日】までに、決議を送信していただきますよう、ご協力お願い致します。

総会議事内容

1. 第1号議案 「令和3年度 PTA 会計決算報告及び会計監査報告について」 (P. 2)
2. 第2号議案 「令和4年度 PTA 活動方針及び行事計画について」 (P. 3～4)
3. 第3号議案 「令和4年度 PTA 会計予算案について」 (P. 5)
4. 添付資料 (P. 6～7)

その他

5. 養精中学校 PTA 規約 (P. 8～12)

「オンライン議決について」

年度はじめ開会の PTA 総会について、さらなる感染拡大防止措置を講じるため、完全オンラインでの開催とすることといたしました。

つきましては、Google フォームを使った決議で行うオンライン総会として開催いたします。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

- ・ PTA規約第8章第16条の規定により、会員の5分の1以上が議決に参加する(委任も含む)ことで総会が成立し、その決議は参加者の過半数により議決されます。賛否は Google フォームを使った決議により行います。定数を満たさない場合は決議されませんので、提出期限までに投票いただきますよう、お願いいたします。
- ・ Google フォームからの入力ができない場合は、メール「yosei.pta@gmail.com」にて受け付けることにします。また、メールでも困難な方には、学校へ連絡していただければ別途対応させていただきます。

回答用 Google フォーム QR コード →



回答用 Google フォーム URL ↓

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdSSpmHBQi9WdCW0k4yitoSkIhcML40j2zLcJB0kCUvUuiQ0g/viewform?usp=sf_link

Ⅰ. 第Ⅰ号議案 「令和3年度PTA会計決算報告及び会計監査報告について」

※ 参照 6 ページ「2021（令和3）年度 PTA 会計本決算報告」

令和3年度会計監査が完了いたしましたので、ここに決算報告をいたします。

コロナ禍における各種活動の制限/中止により会費の運営も予算通りとはいかない1年でありました。

その中で、昨年度から引継いだ「生徒のための活動」の一環として、生徒会からの要望であった体育祭時のテント設営が実現したことは大変ありがたく、会員の皆さまのご協力に心から感謝いたします。

学校、生徒会からのご要望もあり、来期以降も継続できるように新執行部に引き継ぎいたします。

最後に、学校からのお知らせを配信する「メール配信システム」、卒業生への記念品、体育祭テント設営等の費用は会員からの会費で成り立っています。

生徒がより安全に快適に学校生活をおくれるよう、新体制での活動を進めてまいりますので、安定した PTA 運営のためにも引き続きのご入会をよろしくお願いいたします。

2. 第2号議案 「令和4年度PTA活動方針及び行事計画について」

令和4年度 PTA 活動方針 「まるまる ニッコリ PTA」

「まるまる」

昨年度には、PTAを取り巻く近年の状況を踏まえ、より活動を精査し、負担を軽く、参加しやすいようにPTAを改革したい思いから、PTA組織の在り方や将来を見据えた体制を新たに構築するため、「PTA組織改革アンケート」を会員全体からとり、沢山のご意見ご回答をいただきました。アンケートをもとに、PTA組織改革委員会にて議論を重ね、PTA規約改訂案を作成し、昨年度末のPTA総会において全てご承認いただき、素晴らしい体制となりました。

しかし、大きな変化にともない、体制として、荒削りな点、角の立っている点など、今後多く見られると思います。そんな「角」を一つずつしっかりと確認し、「まるまる」と「角」の無い、PTA活動を目指したいと思います。

また、PTA会員であるお互いも、それぞれ個人の「角」を取り、皆が「まるまる」と活動の出来る雰囲気になればと、願っております。

「ニッコリ」

豊かな心を持つ大人へ育つには、幼少からいろんな大人とかかわる中で、その心が育つのだと思います。人を思いやる「ニッコリ」とした気持ちは、その気持ちをもった大人と接することによって生まれるはずです。

まず、私たち大人が楽しみながらPTA活動をすること。楽しんでいる姿、この姿が子供にうつっていくと思います。

□ PTA 総会

- 5月 年度はじめ総会（※オンライン総会）
- 2月 年度末総会

□ 実行委員会開催予定日

- 4月 15日 第1回 実行委員会
- 7月 4日 第2回
- 9月 2日 第3回
- 11月 11日 第4回
- 1月 6日 第5回

※ 今年度より、会議出席の負担を減らすため、オンラインで対応できる議案等はオンラインを使用し、実行委員会の開催回数を大幅に減らしました。上記日程以外でも、対面での会議が必要となった場合は別途開催する予定です。

□ 養精中学校区 青少年健全育成運動協議会（青健協）

- ・ 「青健協」主催行事へPTAとして協力体制をとる。
- ・ 主な活動内容

運営委員会（年3回 平日19～20時）、地域一斉清掃（年2回 第一日曜9～10時）、三世代スポーツ大会（6月 第二土曜10～12時）、街頭指導委員会（6月 平日18時）、街頭パトロール（年3回 平日19時半～21時）、夏祭りパトロール（平日19～20時）等

【広報委員会】

☐ 活動方針

「養精中の笑顔届ける広報誌づくり」

☐ 行事計画

- 4 月 入学式・職員写真撮影
- 5 月 広報誌 122 号作成、部活動撮影、第 1 回広報委員会
- 6 月 原稿入稿
- 7 月 広報誌「PTA 養精 122 号」発行、第 2 回広報委員会
- 8 月 応援団撮影
- 9 月 体育祭準備撮影
- 10 月 体育祭撮影、文化発表会撮影
- 11 月 広報誌 123 号作成、第 3 回広報委員会
- 2 月 広報誌「PTA 養精 123 号」発行（行事内容に伴い、変更の可能性があります）
第 4 回広報委員会

【地区委員会】

☐ 活動方針

「子供たちの安全に配慮した環境づくり」、「家庭、地域、学校の和を結ぶ」、
「地域の安全についての連携」

☐ 行事計画

- 5 月 避難訓練、地区分団会議、第 1 回地区委員会
- 6 月 地域一斉清掃①（地区委員としての参加は中止、各自治会にて開催判断）、
三世代スポーツ大会
- 7 月 青少年指導員合同研修会、
街頭パトロール（茨木神社祭礼、中条小学校夏祭り、茨木フェスティバル、大池小学校ふ
るさとまつり、東奈良小学校ふるさとまつり、茨木小学校ふるさとまつり）
- 12 月 地域一斉清掃②
- 1 月 避難訓練、第 2 回地区委員会

【活動委員会】

☐ 活動方針

「できる時に、できる事を、やるからには楽しんで」

☐ 行事計画

- 5 月 第 1 回活動委員会
- ・ 各活動グループに分かれて実施（希望制）
 - 花一輪活動グループ、PTA 広報誌作成グループ、生徒会コラボ企画グループ、
 - 制服リサイクルグループ、行事（体育祭・文化発表会）受付グループ
- ※ 人数が少ないグループは、その数にあわせて活動規模を縮小して対応します。
- ※ 各活動グループの行事に対し、必要に応じて、別途「ボランティア」での募集も行う予定です。

3. 第3号議案 「令和4年度PTA会計予算案について」

※ 参照 7 ページ「2022 年度(令和4年度)PTA 会計予算(案)」

- ・ 各項目を現状に合わせた名称に変更しました。
A3「報償費」→A3式典費、A7「印刷製本費」→A7「印刷費」、
B6・7「活動補助費・研究活動費」→B4「活動補助費」
- ・ 昨年度末の規約改訂にともない、委員会活動費の項目名称を変更しました。
B2・3「文化・各学年」→B2「活動」、B4・5「地区・生活指導」→B3「地区」
- ・ 第1号議案で報告した「E PTA・生徒会共創プロジェクト(仮)」による、体育祭のテント設営予算の項目については、今後も単に金銭的助成に留まらず、保護者・教員(PTA) と生徒(生徒会)が共に、養精中学校をより良い環境に創っていくための基金として、名称を変更し、継続した活動を目指します。尚、E の項目名につきましては、今後生徒会と話し合い、正式名称を決定する予定です。
E「PTA・生徒会共創プロジェクト(仮)」→E「生徒会コラボ基金(仮)」
- ・ 体育祭のテント設営については、今後も継続して行えるように、新たに項目を増やしております。
新設→C4「テント設営協力金」

2021(令和3)年度 PTA会計本決算報告

2022年3月31日現在
茨木市立養精中学校PTA
(単位:円)

※収入の部

項 目	区分	予算額	収入額	差 額	備 考
繰 越 金	1	1,827,711	1,827,711	0	前年度よりの繰越金
会 費	2	2,900,000	3,086,800	186,800	会員会費
雑 収 入	3	0	28	28	預金利息
合 計		4,727,711	4,914,539	186,828	

(a)

※支出の部

項 目	区分	予算額	支出額	差 額	備 考
A 総務費		1,155,000	858,685	296,315	
2 旅費	5	5,000	0	5,000	諸行事参加交通費
3 報償費	6	310,000	266,470	43,530	卒業生への祝い品、式典関係(入学式・卒業式)他
4 交際費	7	50,000	25,000	25,000	会員慶弔費
5 消耗品費	8	100,000	6,970	93,030	事務用品等
6 会議費	9	80,000	29,250	50,750	会議諸経費
7 印刷製本費	10	10,000	7,315	2,685	諸印刷経費補助
8 通信運搬費	11	100,000	106,040	▲ 6,040	文書送送料, PTAメール配信サービス利用料
9 備品費	12	200,000	151,800	48,200	各種備品費(コピー機リース等)
10 負担補助金	13	300,000	265,840	34,160	府P安全会費, 市P協議会費, 青健協力金
B 委員会 活動費		1,315,000	436,278	878,722	
1 広報	14	350,000	235,308	114,692	新聞発行諸経費
2 文化	15	350,000	20,000	330,000	行事運営諸経費(観劇, 社会見学等)
3 1学年	161	130,000	25,000	105,000	行事運営諸経費(各学年活動費, 美化費等)
3 2学年	162	150,000	25,000	125,000	
3 3学年	163	75,000	56,360	18,640	
4 地区	17	50,000	0	50,000	行事運営諸経費(校区内パトロール等)
5 生活指導	18	5,000	0	5,000	行事運営諸経費(生活指導活動の諸経費)
6 活動補助費	19	200,000	74,610	125,390	各委員会活動運営補助費
7 研究活動費	20	5,000	0	5,000	研究活動の補助費用
C 福祉費		620,000	471,019	148,981	
1 援護費	21	150,000	62,220	87,780	校外行事, 遠征等への補助費等
2 環境整備費	22	60,000	7,260	52,740	環境美化活動に関わる諸費用
3 負担補助金	23	410,000	401,539	8,461	部活動の援助
D 周年事業積立金	24	100,000	100,000	0	
E PTA・生徒会共創プロジェクト	25	500,000	500,440	▲ 440	体育祭生徒用テントレンタル
F 予備費	26	1,037,711	338,640	699,071	コロナ関連費(テント設営追加費用)
合 計		4,727,711	2,705,062	2,022,649	

(b)

収入 (a) 4,914,539 支出 (b) 2,705,062 差引残高 (a)-(b) 2,209,477
 合計 合計
 D 周年事業積立金(2002(平成14)年4月~2022(令和4)年3月) 積立総額 2,209,477

上記の通り、2021年度PTA会計中間決算報告をいたします。

2022年4月6日

茨木市立養精中学校PTA会計

岡村 陽 賀
島田 隆 史

上記、2021年度PTA会計の中間監査の結果、諸帳簿及び領収書の記載並びに処理は適正で、相違ないことを証明し、決算報告といたします。

2022年4月6日

茨木市立養精中学校PTA会計監査

内田 友 紀
山村 彩 子

2022年度(令和4年度) PTA会計予算(案)

2022年5月6日
茨木市立養精中学校PTA

※収入の部		2021年度(令和3年)		2022年度(令和4年)			
項 目	区分	予算額	決算額	項 目	区分	予算額	備 考
繰 越 金	1	1,827,711	1,827,711	繰 越 金	1	2,209,477	前年度よりの繰越金
会 費	2	2,900,000	3,086,800	会 費	2	2,900,000	会員会費
雑 収 入	3	0	28	雑 収 入	3	0	預金利息等
合 計		4,727,711	4,914,539	合 計		5,109,477	

※支出の部

項 目	区分	予算額	決算額	項 目	区分	予算額	備 考
A 総務費		1,155,000	858,685	A 総務費		1,085,000	
2 旅費	5	5,000	0	2 旅費	5	5,000	行事参加交通費
3 報償費	6	310,000	266,470	3 式典費	6	200,000	入学・卒業式諸経費、贈呈用花束、卒業記念品等
4 交際費	7	50,000	25,000	4 交際費	7	50,000	会員慶弔費
5 消耗品費	8	100,000	6,970	5 消耗品費	8	100,000	事務用品等(含プリンター・輪転機インク代)
6 会議費	9	80,000	29,250	6 会議費	9	50,000	会議諸経費(行事時役員弁当、消毒剤等)
7 印刷製本費	10	10,000	7,315	7 印刷費	10	10,000	諸印刷経費補助(コピー機カウント追加分)
8 通信運搬費	11	100,000	106,040	8 通信運搬費	11	120,000	メール配信システム費
9 備品費	12	200,000	151,800	9 備品費	12	250,000	コピー機等リース代、広報カメラ等
10 負担補助金	13	300,000	265,840	10 負担補助金	13	300,000	府P安全会費、市P協議会費、青健協力金
B 委員会 活動費		1,315,000	436,278	B 委員会 活動費		1,050,000	
1 広報	14	350,000	235,308	1 広報	14	300,000	広報誌発行等
2 文化	15	350,000	20,000	2 活動	15	500,000	花一輪、ランチ試食会、講演会共催等
3 1学年	161	130,000	25,000				
3 2学年	162	150,000	25,000				
3 3学年	163	75,000	56,360	3 地区	16	50,000	行事運営諸経費(校区内パトロール等)
4 地区	17	50,000	0				
5 生活指導	18	5,000	0	4 活動補助費	17	200,000	実行委員通信費・ボランティア関連費
6 活動補助費	19	200,000	74,610				
7 研究活動費	20	5,000	0				
C 福祉費		620,000	471,019	C 福祉費		1,110,000	
1 援護費	21	150,000	62,220	1 援護費	18	150,000	校外行事・遠征補助、垂れ幕等
2 環境整備費	22	60,000	7,260	2 環境整備費	19	60,000	花いっぱいプロジェクト、花一輪活動備品
3 負担補助金	23	410,000	401,539	3 負担補助金	20	400,000	部活動の援助
4 テント設営協力金	24	0	0	4 テント設営協力金	21	500,000	体育祭生徒用テント設営費
D 周年事業積立金	25	100,000	100,000	D 周年事業積立金	22	100,000	
E PTA・生徒会共創プロジェクト基金(仮)	26	500,000	500,440	E 生徒会コラボ基金(仮)	23	500,000	生徒会との共同プロジェクト基金
F 予備費	27	1,037,711	338,640	F 予備費	24	1,264,477	コロナ関連費、新規活動準備等
合 計		4,727,711	2,705,062	合 計		5,109,477	

茨木市立養精中学校 PTA 規約

第1章 名称-----

第1条 本会は茨木市立養精中学校 P T A と称し、所在地は次のとおりとする。
茨木市駅前 4 丁目 7 番 60 号 茨木市立養精中学校内

第2章 目的-----

第2条 本会は次の諸項を目的とする。

1. 家庭、学校及び社会に於ける生徒の福祉を増進する。
2. 家庭と学校との関係を緊密にし、生徒の訓育に協力する。
3. 学校の教育的環境の整備をはかる。
4. 公費による教育財政の確保に協力する。
5. 地域社会に於ける社会教育の振興をたすける。

第3章 方針-----

第3条 本会は前項の目的を達成するため、次の諸項に沿って活動する。

1. 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
2. 本会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けるものではない。
3. 本会は非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会の名において、いかなる営利企業を支持することも、また、他のいかなる職務の候補者をも推薦することはできない。
4. 本会は児童、生徒、青年の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
5. 本会は、学校、教育委員会と学校問題を討議し、また、その活動をたすけるために意見を具申し、参考資料を提供することがあるが、直接に学校の管理や教育の人事に干渉するものではない。
6. 本会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実に努力する。但し、学校の財政、教職員給与等に対して直接責任を負うものではない。

第4章 会員-----

第4条 本会の会員になることのできるものは、学校に在籍する生徒の保護者又はそれに代わる人、学校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。
学区内に在住し本会の趣旨に賛同する者は希望により入会を認められる。

第5章 会計-----

第5条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付金を以て支弁する。

第6条 会費は一家庭につき年額 4,000 円とする。但し、転入出があった場合の会費取り扱いは、10 月 1 日を基準に、半期分 (2,000 円) の納入、及び返金とする。なお、教職員については年額 2,000 円とする。

第7条 会員に対しての慶弔見舞金、生徒への部活動援助金については、別途会計細則を定める。

第8条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第6章 役員-----

第9条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1 名

2. 副会長 若干名
3. 書記 1名
4. 会計 1名

役員の任期は会計年度の1年とする。但し、立候補による選出はこれを妨げない。

第10条 役員の選出は次の通り行われる。

1. 8名の委員からなる役員候補者指名委員会をつくる。
 - イ、各学年より学年代表2名を選出する。
 - ロ、教員の中から互選により2名を選出する。
2. 役員候補者の指名は事前に被指名者の同意を得なければならない。
3. 指名委員会は各役員に対し1名以上の候補者をあげるを本則とし、役員選挙の少なくとも1週間前に全会員に通告する。
4. 役員候補の追加指名は選挙を行う総会の際、会員席からなすことができる。但し、書面もしくはオンラインで総会をする場合は、公示から投票までに追加指名の期間をもうけ、追加指名があった場合はこれを共に候補として投票選出を行う。
5. 指名委員の名は総会又は文書で発表する。
6. 役員は総会において無記名投票により多数決で選挙するを本則とする。

第11条 役員内においての兼任は認めない。

第7章 役員の資格及び任務-----

第12条 本会の会員にして青年の教育に理解あるものは何人も平等に第6章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第13条 役員の任務は次の通りである。

1. 会長は会務を統括する。

会長は総会及び実行委員会のすべての集会を司会し必要ある場合諸種の会合に本会の代表者として出席する。

会長は本会の役員及び学校の参考資料により各委員の代表を任命し、委員を委嘱する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その代理をつとめる。
3. 書記は総会及び実行委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。
4. 会計は本会のすべての金銭の収入、支出を正確に記録し、年度末総会において会計監査委員の監査を経て収支決算を報告する。

第8章 総会-----

第14条 総会は年度当初及び年度末の2回開く。

ただし、実行委員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求のあった場合には会長は臨時総会を召集する。

第15条 総会は会員の5分の1以上の出席で成立し、その決議は出席者の過半数により議決される。但し、総会に出席できない場合は委任状をもってこれにかえることができる。

第16条 非常時など、実行委員会にて総会開催が困難であると判断された場合、書面もしくはオンラインによって議決とすることができる。その際は、会員の5分の1以上が議決に参加する（委任も含む）ことで総会が成立し、その決議は参加者の過半数により議決される。

第9章 実行委員会-----

第17条 実行委員会は本会の役員、各委員会代表、校長並びに教頭によって構成される。

なお、会計監査委員会と指名委員会は、会長が必要と認めた時に、代表者が実行委員会に出席する。

第18条 実行委員会は本規約、第2章の目的に副う活動を推進する。

第19条 実行委員会の任務は次の通りである。

1. 会長によって選ばれた各種委員を承認する。
2. 各種委員会によって立案された事業計画を審議すると共に必要に応じ各種委員会の内規や細則等を審議決定する。
3. 総会に提出する議案及び報告書を作成する。
4. 必要ある場合に特別委員会を設ける。
5. その他全会員より委任された事務を処理する。

第20条 実行委員会は委員の半数以上の出席をもって成立する。

第21条 実行委員会で決議を要するときは出席者の過半数の同意を必要とする。

第10章 各種委員会の構成及び任務-----

第22条 会の目的を達成するため、次の委員会を設ける。なお、会計監査委員を除く各委員の任期は会計年度の1年とする。但し、立候補による再選出はこれを妨げない。

1. 会計監査委員会

委員2名をおき、本会の一切の会計事務に関して必要に応じて随時監査を行い、総会に報告する。なお、会計監査委員会については、任期を会計年度の2年とし、毎年半数1名を改選する。

2. 指名委員会

本規約、第2章に定める目的を実現するための、役員候補者を選出し、総会で指名する活動を行う。なお委員の選出や、指名方法等については第6章第10条に定めた通りとする。

3. 活動委員会

各学級の保護者から委員2名を選び、実行委員会が実情に則して定めたグループに分かれ、教育の向上、及び学習環境の整理、学校施設の強化充実を目的として活動する。また、委員会に所属しない会員にも広くボランティアを募集し、ともに自主的な活動を目指す。

4. 地区委員会

学区内の実情に合わせて実行委員会が地区を設定し、各地区の保護者から1ないし2名ずつ互選された委員をおく。委員は地区と本会との間や他地区との連絡協議に任ずるほか、地区生徒の安全対策を推進し、地区会員相互の親睦と地区のよい環境作りにつとめる。

5. 広報委員会

会員に対し情報の伝達、意見の交換につとめる。また必要に応じ、その他地域社会並びに関係諸機関に対する広報にあたる。なお委員は活動委員より希望者を募り、必要により全会員よりボランティアを募集して共に活動する。

第23条 この章に定めのない事柄については、実行委員会の判断により取り定める。

第11章 個人情報取扱規則-----

(目的)

第24条 本会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第25条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第26条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第27条 本会における個人情報データベースの取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第28条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第29条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(周知)

第30条 個人情報取扱いの方法は総会資料等で会員に周知する。

(利用)

第31条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. 会費集金、管理
2. その他の文書の送付
3. 役員・会員・委員会・登校班等の名簿の作成
4. 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
5. 広報誌、PTAホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第32条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(管理)

第33条 個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第34条 個人情報データベース、個人データを取扱う電子機器については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第35条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第36条 本会は個人情報を第三者(第35条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第37条 第三者(第35条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けると

きは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報の開示）

第38条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第39条 個人情報データベースを漏えい(紛失含む)等したおそれがあることを把握した場合は直ちに管理者に報告する。

（研修）

第40条 本会は、役員・各委員会委員長・委員会委員に対して、定期的に個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第41条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）

第42条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会（実行委員会）において審議し承認を持って改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第33条に定める周知の方法を持って会員へ周知するものとする。

第12章 改正-----

第43条 本規約は総会において決議有効票の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附則 本規約は昭和28年5月28日に制定

昭和47年5月18日 一部改正

昭和50年2月21日 一部改正

昭和57年2月23日 一部改正

昭和60年5月20日 一部改正

平成2年5月22日 一部改正

平成4年2月25日 一部改正

平成6年5月24日 一部改正

平成8年2月28日 一部改正

平成20年5月22日 一部改正

平成27年2月24日 一部改正

平成30年5月12日 一部改正

令和2年2月13日 一部改正

令和3年3月1日 一部改正